

通学区域見直しに伴う「通学の安全の観点から支障があると認められる区域」の指定解除に係る説明会でのご意見ご質問に関する教育委員会の考え方

<小学校・中学校への進学関係>

	説明会で出されたご意見・ご質問	教育委員会の考え方
1	下清戸1丁目地域で第十小に通学している子供で第三中に進学する子供は少人数です。心理的負担が大きいので、学校選択ではなく希望する第三中又は第五中に選択できるという考えはありますか。	第十小から第三中への進学者はこれまでいません。心理的負担を考慮して第十小在籍者については、保護者の申出により第五中への進学を配慮します。
2	通学区域を見直後も第五中の生徒数は変化していませんが、下清戸1丁目在住で第十小に通学している子供が第五中に進学しても、急激に第五中の規模が大きくなるとは思えません。第十小の在籍者は、第五中に進学できるという考えはありますか。	第五中の学校規模は、通学区域見直し前と現在の比較で大きな変化はありません。又、第三中は第五中と同規模の生徒数に増加しており、平準化は図られていると考えます。第十小の在籍者は保護者の申出により第五中への進学を配慮します。
3	下清戸1丁目地域で第十小に通学している子供で第三中に進学する人数は何人になりますか。	兄弟関係を除いた場合は、6年生11人中8人、5年生9人中7人、4年生12人、3年生9人、2年生15人、1年生12人です。
4	下清戸1丁目地域から第十小に68人通学しているということですが、学年別の人数を教えてください。	6年生11人、5年生9人、4年生12人、3年生9人、2年生15人、1年生12人です。
5	近所の子供は全員が第十小に通学しています。来年小学校に入学する子供は第八小への進学となった場合、子供の心理的不安についてはどのように考えていますか。このような不安な状況では、第八小へ通学させられません。	心理的不安についてはご心配のこととお察しします。担任の声かけや年度当初にスクールカウンセラーを配置することもできます。通学路の安全対策を図ってまいりますので、第八小への進学とさせていただきますので、ご理解ください。

<学校選択関係>

	説明会で出されたご意見・ご質問	教育委員会の考え方
1	学区選択制度について平成28年度は継続とのことですが、その後も継続されるのですか。	学校選択制度を導入して10年以上が経過しましたので、平成28年度は制度を継続しますが、今後、制度の検証を行い、制度の継続の判断についての協議を行う予定です。
2	学校選択制度には賛否両論あることでしたが、賛成は理解できますが、否定的な理由にはどのような事例がありますか。	本来、学校選択制は各学校の特色を選ぶことで学校生活の充実を図ることが本来の目的です。例えば、災害時に区域外の自宅に一人で帰宅しなければならないことや、これから教育で必要となる地域との連携が図りにくいなどの問題が生じ、検証の結果、制度を廃止する自治体が多くあります。
3	学校選択の検証をして、廃止という方向になった場合は、親も子供も心理的に負担が大きいので、廃止までの期間に余裕を持っていただきたい。	今後の検証作業の中で、保護者アンケート、パブリックコメントや学校の意見を聞き取ります。児童・生徒及び保護者の心理的負担を考慮し、仮に廃止を決定する場合は、周知期間を1年以上設けます。
4	指定校変更で進学できる子供の数は、学校選択の受入枠の人数に含むのですか。	指定校変更を認められる方の数を把握の上、学校規模を考慮して学校ごとに受入枠を設定しますので、兄弟関係で第五中への進学を希望する方は、学校選択の受入枠には含まれません。

<安全対策関係>

	説明会で出されたご意見・ご質問	教育委員会の考え方
1	巡視員(防犯、交通)は、どのような方が巡視するのですか。	巡視員については、市が雇用した方の配置ではなく、委託契約により巡視員を配置することになります。契約期間(6カ月)中は、毎日巡視できる体制となります。
2	志木街道からけやき通りへの安全対策は理解しましたが、第八小に通学するためには、志木街道を渡らなければなりません。事故が多発している志木街道について、自動車のスピード抑制策等の安全対策はどう考えていますか。	信号のある横断歩道については、新たな安全対策は考えていません。又、車への減速等の周知については、警察や交通安全対策部署に伝えていきます。
3	巡視員(防犯、交通)の時間が3時~6時となっておりますが、中学校では部活が終了するのが6時30分なので、時間を変えることは可能ですか。	巡視員の配置時間は、小学生の下校時間を考慮していますが、1日3時間の範囲であれば時間の変更は可能です。
4	巡視員に配置の期間が10月から3月となっておりますが、4月から9月の期間には配置しないのですか。	特に下校時に暗くなる時期は複数で下校していただきたいのですが、一人で下校することも生じるため、暗い道を下校する不安を考慮しての配置であり、巡視員は年6カ月間の配置とさせていただきます。
5	防犯カメラ設置の目的及び映像は誰かが見ているのですか。	通学路に設置する防犯カメラについては、人によるモニタリングはいたしません。防犯カメラの設置は、見守り活動の補完と犯罪抑止を目的として設置するものですので、防犯カメラ設置看板で教示します。

<その他>

	説明会で出されたご意見・ご質問	教育委員会の考え方
1	指定解除について、教育委員会で審議した結果はどのような形で周知されるのですか。	教育委員会での審議結果については、ホームページにより決定事項の周知を行います。又、審議過程の会議録を公開するとともに、該当区域の方には決定事項を個別にお知らせいたします。
2	農道の安全対策を図るとのことですが、第八小のけやき通り側の門の西側にある信号から志木街道に抜ける農道の安全対策はどうなるのですか。	この農道を通学路としている児童は10人以上いますが、道路拡幅や街路灯の整備による安全対策は地権者の事情もあり難しい状況です。今後も地域や保護者による見守り活動に取り組んでいきます。